

個人情報保護意識の徹底

社会保険労務士 桂 好志郎

院に対し、労務提供義務を負うとともに、これに付随して、医院秩序遵守義務その他の義務を負うものとされています（富士重工事件最高裁三小昭52.12.13）。

医院が服務規律を明確に定めれば、これが医院のルールすなわち労働契約の内容となり、これに従うこと自体を業務命令することになります。

◆秘密保持義務

業務命令遵守義務、職務専念義務、職場環境維持義務等々とともに

短時間のパート職員ばかり常時10人前後を雇用しています。そこで心配なことのひとつが個人情報保護の整備や職員への教育研修が不十分なことです。考え方や方法のアドバイスをお願い致します

◆使用者は、職員の服務規律を定めることができます

職員は、労働契約を締結して医院に雇用されることによって、医

鉱業足尾製作所事件 東京高裁 昭55.2.18。

◆個人情報とは
①「診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録、ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、

に記載された氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの

診療録（カルテ）は、その内容から患者と医師等双方の二面性を持つ個人情報といえます。

②前記のほか、事業を行なう上で入手した職員や取引業者の社員等の個人情報についても対象となります。

◆採用時に雇用契約書の締結と同時に「個人情報保護に関する誓約書」を受取ります（例：月刊保団連「医院経営と雇用管理」P171）

者は労働契約に基づく付隨的義務として、信義則上、使用者の利益をことさらには害するような行為を避けるべきとして使用者の業務上

の秘密を洩らさないとの義務を負う。（古河

従事者については、刑法、関係資格法又は介護保険法に基づく指定基準により守秘義務規定等が設けられており、その遵守が求められています。

◆退職後の義務について

守秘義務に係る法令の規定例

○刑法第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人またはこれららの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取扱ったことについて知り得た人の秘密を洩らしたとき

ときは、6月以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

○保健師助産師看護師法第42条の2

保健師、看護師または准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしても、同様とする。

看護師または准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

バッカンバーを協会ホームページで公開中



http://www.vidro.gr.jp/one_point/

無断転載禁止